誘導路中心線灯	発光ダイオード、航空緑、航空黄の不動光	航空緑最大五十カンデラ、航空黄最大五十カンデラ	誘導路中心線上及び滑走路への出入経路上	
滑走路警戒灯	白熱電灯、航空黄の明滅光、毎分四十八明滅	実効光度千カンデラ	誘導路の一時停止すべき位置で誘導路中心線に直交する直線上誘導路の両外側	
誘導案内灯	蛍光放電灯、航空赤、航空黄、航空白の不動光	航空赤平均輝度三十カンデラ毎平方メートル、航空黄平均輝度百五十カンデラ毎平方メートル、航空白平均輝度三百カンデラ毎平方メートル	誘導路と滑走路との接続点付近及び駐機場付近	
風向灯	白熱電灯、不動光		飛行場灯台の北北東約千百三十メートルの位置及び西南西約七百四十メートルの位置	
指向信号灯	航空赤、航空緑及び航空白の信号光	航空白十五万カンデラ	管制塔内	

五　運用時間

(1)　飛行場灯台　夜間、計器気象状態の場合その他必要と認められるとき

(2)　飛行場灯台以外の飛行場灯火　航空機が離陸し、又は着陸する場合その他必要と認められるとき（進入角指示灯以外の飛行場灯火にあっては、夜間、計器気象状態の場合その他視界が制限されるときに限る。）

六　供用開始期日　平成二十五年三月七日

七　航空灯火の利用上の特記事項

(1)　進入灯、進入角指示灯、滑走路灯、滑走路末端灯、滑走路末端補助灯、滑走路中心線灯、接地帯灯、過走帯灯、滑走路警戒灯及び誘導案内灯の光度は、空港周辺の気象状態等に応じて制御する。

(2)　滑走路04側の進入灯、滑走路灯、滑走路末端灯、滑走路末端補助灯及び滑走路中心線灯は、カテゴリー一精密進入を行う航空機の着陸に資するものである。

○国土交通省告示第百十号

沖縄県から石垣空港の飛行場灯火の供用の廃止について届出があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年二月七日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所

(1)　指向信号灯以外の飛行場灯火　沖縄県　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号

(2)　指向信号灯　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　石垣空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　石垣空港内　沖縄県石垣市

四　供用廃止の予定期日　平成二十五年三月七日

○国土交通省告示第百十一号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十九条第二項の規定に基づき、航空交通管制業務に関する告示（昭和四十一年運輸省告示第百四十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月七日　　国土交通大臣　太田　昭宏

別表第一壱岐空港の項中「18時まで」を「19時まで」に改め、同表石垣空港の項中「石垣空港」を「新石垣空港」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年三月七日から施行する。ただし、別表第一壱岐空港の項の改正規定は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

○国土交通省告示第百十二号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第五項の規定に基づき、航空交通管制圏において航空法第九十六条第三項及び第四項の規定による規制が適用される時間を定める告示（平成十七年国土交通省告示第九百三十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月七日　　国土交通大臣　太田　昭宏

表石垣空港の項中「石垣管制圏」を「新石垣管制圏」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年三月七日から施行する。

○国土交通省告示第百十三号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の規定に基づき、航空機の位置通報点に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月七日　　国土交通大臣　太田　昭宏

第二表石垣ＶＯＲの項を次のように改める。

石垣島ＶＯＲ	N24°24′ E124°14′

附　則

この告示は、平成二十五年三月七日から施行する。

○国土交通省告示第百十四号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月七日　　国土交通大臣　太田　昭宏

第二項の表羽田ＶＯＲの項中「平成24年11月15日から平成25年２月６日まで供用休止」を「平成25年２月７日から供用再開」に改め、同表大田ＶＯＲの項を削り、同表南紀ＶＯＲの項中「平成24年11月15日から平成25年２月６日まで供用休止」を「平成25年２月７日から供用再開」に改め、同表白浜ＶＯＲの項を削り、同表石垣ＶＯＲの項を次のように改める。

石垣島ＶＯＲ同じ	上欄にN24°24′ E124°14′沖縄県石垣市	115.4	200	な	ＩＧＥ	24時間	平成25年３月７日	石垣島ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用			

第四項の表仙台ＩＬＳの項中

「	ローカライザー	111.7	10	」

を

「	ローカライザー	111.704 111.696	10 10	」

に、「271°」を「270°」に改め、同表宮古ＩＬＳの項の次に次のように加える。

新石垣ＩＬＳ同じ	上欄に新石垣空港内	ローカライザー	110.75	10	40°	ＩＩＧ	8時から21時まで	平成25年３月７日	カテゴリーⅠ	3.0°	
		グライドスロープ	330.054 330.046	2 0.2							
		ＤＭＥ	1,131	100							